

# 新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針

## 令和2年4月17日（令和3年4月28日変更）

新型コロナウイルス感染症に関する国の基本的対処方針を踏まえ、本県において今後講じるべき対策について、下記のとおり県の対処方針を定める。

### 記

#### 1 現在の状況

国では、新規感染症患者の報告数が令和3年3月上旬以降、大都市部を中心に増加が続き、重症者数も増加が見られること、また、影響が懸念される変異株の感染者の増加が見られ、急速に従来株からの置き換わりが進みつつあり、こうした状況を踏まえ、令和3年4月23日に緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日まで、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。

また、同じく令和3年4月23日に、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県を加えるとともに、宮城県、沖縄県及び愛媛県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月11日まで延長する公示を行った。

本県においても、感染症患者が継続的に発生するとともに、クラスターの発生が相次いでいることを踏まえ、引き続き感染拡大防止に万全を期していく必要がある。

#### 2 基本目標

- ◆ 本県における感染まん延や医療崩壊を回避する。
- ◆ 地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止める。

#### 3 重点対策

- ◆ 社会経済活動の回復の前提となるソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の定着を図る。
- ◆ 地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との持続的な両立を図っていく。

#### 4 全般的な方針

- ◆ これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- ◆ 感染の拡大が認められる場合には、国と密接に連携しながら、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

- ◆ ソーシャルディスタンスなど感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して業種別ガイドライン等の実践について浸透を図る。
- ◆ 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていく。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチンの接種を進める。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の下、全職員が一丸となり全庁体制で取り組む。

## 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容 別紙のとおり

## 6 対策実施に関する重要事項

### (1) 情報提供・共有

- 感染症に係る正しい情報や感染防止対策を分かりやすく情報発信する。
- 各種支援制度や相談窓口等の周知を図る。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。

### (2) サーベイランス・情報収集

- 疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- 医療機関や医師会等と連携し、検査の実施体制の充実を図る。
- 積極的疫学調査の適切な実施により、濃厚接触者や感染源の把握を徹底する。
- 変異株の感染拡大防止を図るため、スクリーニング検査による監視体制を強化する。

### (3) まん延防止

- 「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着・徹底を図るとともに、「感染リスクが高まる「5つの場面」」に留意すること等を促す。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進する。
- 飲食店に係る業種別ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査を実施する。
- 積極的疫学調査の適切な実施に向けて保健所の体制強化を図る。
- 専門家による医学的見地からの意見・助言等を聴取する。

#### **(4) 医療の提供等**

- 感染患者に対して適切に医療措置を実施する。
- 感染患者増加時の重症者等に対する入院医療の提供体制のさらなる確保に努める。
- 感染拡大に備え軽症者等の自宅又は宿泊施設での療養に係る体制を拡充する。
- 感染患者の受入調整や移送調整を行う体制を整備する。
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供できる体制を整備する。
- 医療機関及び高齢者施設等における院内・施設内感染防止対策を徹底する。
- 感染症指定医療機関等に対し個人防護資機材を優先的に確保する。
- 妊産婦に対する感染防止の取組を推進する。
- 国の指示のもと、市町村における速やかなワクチン接種体制の整備を支援する。
- 法定の健康診断及び予防接種について、適切な感染防止対策下で実施されるよう配慮する。

#### **(5) 教育環境の維持等**

- 教育活動における感染防止対策を徹底する。
- 児童生徒及び教職員に感染の疑いが生じた場合の適切な対応を徹底する。
- 子どもの居場所確保に向けた体制の強化等を図る。

#### **(6) 経済・雇用対策**

- 中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続を支援する。
- 影響を受けた事業者の資金繰り等支援の充実を図る。
- 国等の制度を活用して雇用や生活の維持を支援する。
- 国・県等の各種支援策の周知や相談体制の充実を図る。
- 事業者による感染防止対策を支援するとともに、安全対策について情報発信する。
- 販売が落ち込んでいる県産品の需要拡大と輸出の拡大強化を図る。
- 入国制限措置等に伴い不足する労働力の確保を図る。
- 国内外からの旅行需要の回復対策を推進するとともに、受入態勢の維持・整備を図る。

#### **(7) その他重要な留意事項**

##### **① 偏見・差別等への対応**

- 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- 偏見・差別等の防止に向けた啓発・教育に資する取組を行う。

- 外出を自粛する方々の心のケアや、自宅でのDV・虐待の発生防止に取り組む。
- 要援護者に対して市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

## ② 物資・資材等の供給

- マスク・個人防護資機材、消毒薬、食料品等の円滑な供給確保を図る。

## ③ 庁内体制の強化と関係機関との連携

- 新型コロナウイルス感染症対策について、最優先の課題として全庁体制で取り組む。
- 状況に応じ体制の強化等に柔軟に対応する。
- 国、近隣の道県、市町村など関係機関との情報共有を図り連携して対策を実施する。

## ④ 社会機能の維持

- 県の機能麻痺を回避するため、業務上の感染防止対策を徹底する。
- 職員に感染者等が確認された場合の対応を予め定め、必要な対策を講じる。
- 県民生活等への影響を最小限とするため主要インフラ事業の維持を図る。
- 物流体制・ライフライン確保等に努める。
- 警察は混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに取締りを徹底する。
- 食料・医薬品や生活必需品等の購入について消費者としての適切な行動を県民に呼びかける。

## 【新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請の内容】

- 1 区 域 青森県全域（下表1については青森市の特定の区域）
- 2 期 間 令和3年4月25日から（下表1については4月27日から）
- 3 実施内容

## 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請

## 【飲食店の営業時間短縮】

1. 青森市の繁華街を対象として、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）に対し、令和3年4月27日から5月9日までの間、営業時間を5時から21時までに短縮するよう要請します。

※ 詳細は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請について」を参照

## 【外出全般】

2. 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」やソーシャルディスタンスの実践・定着をお願いします。

3. 業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所への外出は避けるようお願いします。  
高齢者など重症化しやすい方は、特に留意してください。

4. 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との不要不急の往来は控えるようお願いします。

5. 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域から移動する方は、移動前2週間程度は感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底するようお願いします。  
また、移動後2週間程度は、不要な外出を控えるなど感染防止対策を徹底し、人との接触を最小限にとどめるようお願いします。

6. 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域以外であっても、感染症患者が多数発生している地域への移動については、移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、移動先の自治体の実施する措置に従って慎重な行動をお願いします。

7. 国が運用している新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称COCOA）をインストールするようお願いします。

## 【催物（イベント等）の開催】

8. 「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に開催するようお願いします。

※ 詳細は「イベント開催制限の考え方について（期間：令和2年12月1日～）」を参照

## 【事業者（職場・店舗等）の取組】

9. 事業者においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組、職場における感染防止のための取組を推進するとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するようお願いします。

10. 職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組を適切に行うようお願いします。